

## ⚠️ ご注意いただきたいこと

### ■ 定期年金型の共済掛金について

定期年金型の共済契約において、第1回生活障害年金が支払われることとなった場合には、第1回生活障害年金の支払事由に該当した日の属する共済年度\*の次の共済年度\*以後の共済掛金の払込みを要しません。

\*共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、共済月度とします。

### ■ 指定代理請求特約について(この特約の共済掛金は必要ありません)

受取人となる被共済者が、病気やケガにより共済金等を請求できない身体状況にある場合などの特別な事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人がその共済金等を代理請求することができます。

(例) 病気やケガにより、被共済者ご自身が意思表示できないとき

\*指定代理請求人に共済金等を既にお支払いしている場合は、その後共済金等の受取人からその共済金等についてご請求を受けても重複してお支払いはいたしません。

\*ご請求時に所定の条件を満たさない場合等により、指定代理請求人による代理請求ができない場合があります。

### ■ 扱別について

告知書扱いです。

### ■ 死亡通知について

被共済者の死亡により共済契約が消滅した場合は、死亡時通知人は組合への通知が必要となります。

ご契約は、組合と全国共済農業協同組合連合会が共同でお引受けいたします。将来、万一組合の経営が困難になった場合は、他の組合と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でご契約をお引受けすることにより、保障を継続いたします。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

JA共済の資料請求サイト



はじめて共済

検索

<https://shiryo.ja-kyosai.or.jp>



本サイトから「ひと・いえ・くるま」各共済の資料請求・掛金試算ができます。

Webマイページとは?

Webマイページ

Webマイページにご登録いただくと、ご契約者さまご自身のパソコンやスマートフォンから、いつでも・どこでも、ご契約内容の確認や変更ができるようになります。

<https://mypagecp.ja-kyosai.or.jp>



JA共済アプリとは?

JA共済をもっと身近に、もっと便利に。Webマイページにワンタッチで!

\*アプリご利用時の通信料は、ご利用者さまのご負担となります。  
\*スマートフォン向けアプリのため、フィーチャーフォンの場合はご利用いただけません。

<https://mypagecp.ja-kyosai.or.jp/jakyosaiapp>



げんきなカラダプロジェクト・あんしんくらしプロジェクト



みんなで一緒に健康をつくる「げんきなカラダプロジェクト」。いえ、くるま、農業といった大切なものを支える「あんしんくらしプロジェクト」。この2つのプロジェクトで、みなさまの豊かな生活づくりをサポートしていきます。

専用ホームページでは、健康増進や防災・減災等のサービスのご紹介、各種イベントのご案内、お役立ち情報などを掲載しています。ぜひご覧ください!

<https://service.ja-kyosai.or.jp>



JA共済の健康・介護ほっとライン

シアワセイチバン コンサルタント

看護師・介護支援専門員(ケアマネジャー)・医師(精神科・心療内科を除く)・栄養士による電話相談サービス

\*医師・栄養士による相談は予約になる場合もあります。

0120-481-536

●ご相談の内容、性質等により回答できない場合があります。ご了承ください。  
●共済に関するご相談については、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

無料  
利用時間  
24時間・365日

JA共済相談受付センター (JA共済連 全国本部)

電話番号: ☎ 0120-536-093

受付時間: 9:00~18:00 (月~金曜日) 9:00~17:00 (土曜日)

\*日曜日、祝日および12月29日~1月3日を除きます。

\*メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。

\*電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

ご契約に関するご相談についてはお近くのJAまで

お問い合わせは



ご加入いただける年齢  
15歳~75歳

# 生活障害共済 働くわたしの **せいざい** 生活障害共済

働けなくなるリスクに備えられる安心の保障



# 保障内容 ご契約例

このプランにご加入いただける年齢  
**15歳～60歳**

**定期年金型** ご契約例  
加入年齢: **30歳** 共済期間: **65歳満了**  
**主契約** ● 共済金額(定期年金額): 120万円  
**特約** ● 指定代理請求特約

**共済掛金**(2023年4月現在)  
**男性月払い** **5,140円** **男性年払い** **60,107円**  
**女性月払い** **4,816円** **女性年払い** **56,315円**  
(共済掛金の払込経路が口座振替扱いの場合)

**一時金型** ご契約例  
加入年齢: **30歳** 共済期間: **65歳満了**  
**主契約** ● 共済金額: 300万円  
**特約** ● 指定代理請求特約

**共済掛金**(2023年4月現在)  
**男性月払い** **855円** **男性年払い** **10,013円**  
**女性月払い** **735円** **女性年払い** **8,600円**  
(共済掛金の払込経路が口座振替扱いの場合)

## ポイント

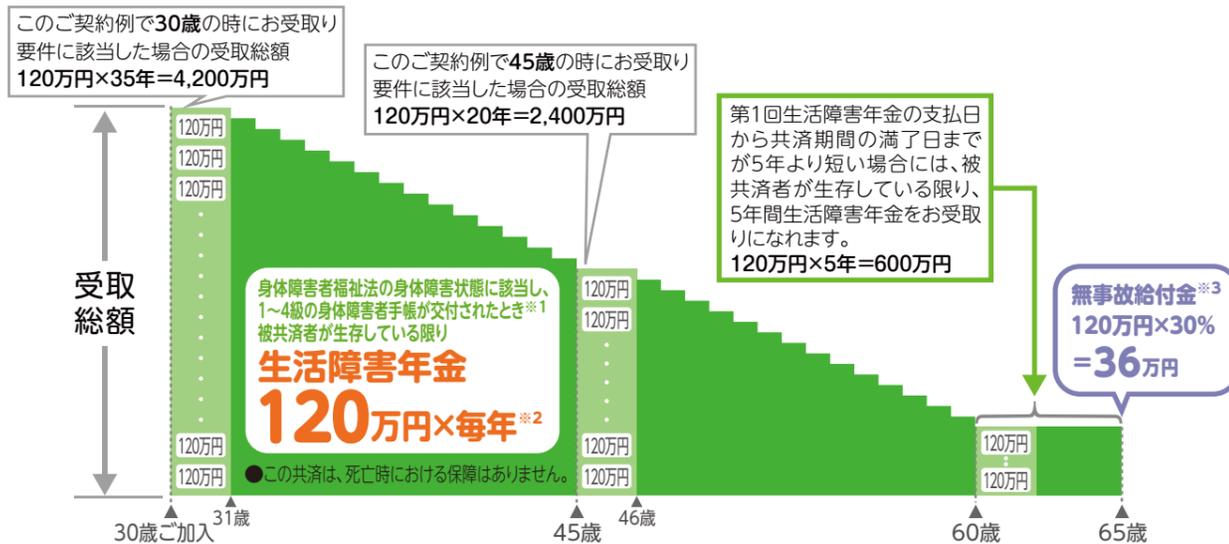
**1** 公的な制度である  
**身体障害者手帳制度と連動した**わかりやすい保障です。

**2** 身体障害状態を**幅広く保障**します。  
原因が病気かケガかを問わず保障します。

**3** 一時的な支出に備えられる「一時金型」、  
収入の減少や支出の増加に備えられる「定期年金型」の**プランを選べます**。

## 仕組図

### 継続的にささえるプラン(定期年金型)



### 生活障害年金のお受取り要件(定期年金型)

- POINT**  
第1回生活障害年金が支払われた場合、以後の共済掛金の払込みは不要です!
- POINT**  
身体障害状態を毎年申告いただく必要はありません!
- 【第1回生活障害年金】**  
被共済者が身体障害者福祉法に定める**1～4級**の身体障害状態に該当し、その障害に対して、同法にもとづき**1～4級**の身体障害者手帳が交付されたこと  
\*責任開始時以後に生じた病気またはケガによる場合に限りです。
- 【第2回以後の生活障害年金】**  
第1回生活障害年金が支払われ、被共済者が、次のいずれかの長い期間において到来する第2回以後の生活障害年金支払日ごとに生存していること  
①第1回生活障害年金支払日以後5年間  
②第1回生活障害年金支払日以後共済期間の満了日までの期間

### 無事故給付金のお受取り要件

第1回生活障害年金の支払いがなく共済期間満了まで被共済者が生存していること

### まとまったお金でささえるプラン(一時金型)



### 生活障害共済金のお受取り要件(一時金型)

- 【生活障害共済金】**  
被共済者が身体障害者福祉法に定める**1～4級**の身体障害状態に該当し、その障害に対して、同法にもとづき**1～4級**の身体障害者手帳が交付されたこと  
\*責任開始時以後に生じた病気またはケガによる場合に限りです。

※1 複数の重複する障害に該当し、身体障害者手帳制度上、上位等級に認定されたことによって、1～4級の身体障害者手帳が交付された場合も含まれます。  
※2 共済期間の満了日までまたは第1回生活障害年金支払日以後5年間のいずれか長い期間。  
※3 第1回生活障害年金の支払いがなく、共済期間の満了まで被共済者が生存されているときは、無事故給付金として共済金額の30%(この契約例の場合、36万円)をお受取りになれます。

### 身体の障害の程度と認定の可能性のある障害等級のイメージ

糖尿病(網膜症)による著しい視力低下・失明

**1～4級**

心臓の機能の障害による日常生活の著しい制限

**1～4級**

喉頭がんにより喉頭を摘出し、音声機能または言語機能を喪失

**3級**

●参考情報としてご覧ください。  
●詳しくは、厚生労働省ホームページ等にて、「身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)」をご参照ください。  
●認定される障害等級は障害の程度によって異なります。  
●2023年1月末現在の法令等にもとづきます。

上記2つのプランには、右記の**特約**も含まれています。 **指定代理請求特約** 受取人となる被共済者が、共済金等を請求できない身体状況にある場合などに、あらかじめ指定された方が代理請求することができます。

## 共済掛金(例)

### お払込みいただく共済掛金(一部抜粋)

(2023年4月現在)

定期年金型				
男性		加入年齢(歳)	女性	
月払い	年払い		月払い	年払い
5,103円	59,668円	20	4,815円	56,296円
5,140円	60,107円	30	4,816円	56,315円
5,260円	61,482円	40	4,828円	56,418円
5,537円	64,741円	50	4,961円	58,057円
8,706円	101,852円	60	7,998円	93,632円

- 左記プランをご選択いただいた場合の共済掛金です。
- 上記の共済掛金は、払込経路が口座振替扱いの場合です。

(2023年4月現在)

一時金型				
男性		加入年齢(歳)	女性	
月払い	年払い		月払い	年払い
726円	8,477円	20	639円	7,487円
855円	10,013円	30	735円	8,600円
1,065円	12,446円	40	885円	10,340円
1,359円	15,905円	50	1,077円	12,593円
1,833円	21,440円	60	1,368円	15,992円

- 左記プランをご選択いただいた場合の共済掛金です。
- 上記の共済掛金は、払込経路が口座振替扱いの場合です。

<b>割りもどし金</b>	割りもどし金は、ご契約後3年目から発生し、ご契約中いつでもお引出しになります*。ただし、 <b>割りもどし金の額は年度ごとに変動し、経済情勢などによっては0となる年度もあります</b> 。 *定期年金型の共済契約において第1回生活障害年金が支払われることとなった場合は、お取扱いが異なります。
<b>返れい金</b>	この共済には、解約時の返れい金はありません。

## 注意事項

**ご確認ください。**

- 支払事由にかかる法令等の改正があり、その改正がこの共済契約の支払事由に影響をおよぼすため、必要がある場合は、農林水産大臣の承認を受けて、その承認を受けて定められた日から将来に向かって支払事由の変更を行うことがあります。
- 共済金等のお支払いは、その原因となる傷病等が責任開始時(復活の場合、最後の復活により責任が再開したとき)以後に生じた場合に限りです。